



全日病 S-QUE 看護師特定行為研修

医療安全学／特定行為実践

共通科目



4.④手順書の作成・評価・改良

佐賀大学医学部附属病院卒後臨床研修センター副センター長 准教授

江村 正 氏

特定行為実践 手順書の作成・評価・改良

実習の流れ 3コマ（3時間）

1.手順書の作成 1コマ（1時間）

- 各研修施設で指導者（医師）の指導の下、実際に作成する。
- 指導者は、事前に、手順書の位置づけ、作成演習、評価と改良のeラーニングを受講しておくこと。
- 指導者はその場にいらなくても良いが、出来上がったものは必ず目を通し、討論しフィードバックを行うこと。

2.手順書の評価 1コマ（1時間）

- 各研修施設で指導者（医師）の指導の下、作成した手順書の評価する。
- 他の研修者もしくは他の看護師・医療スタッフと共に、3名程度の小グループを作り、そこで討論し手順書の評価作業を行い、プロダクトとして改善すべき点を挙げるのが望ましい。
- 指導者はその場にいらなくても良いが、プロダクトが完成した際は、それを研修者にプレゼンテーションさせ、必ず討論しフィードバックを行うこと。

3.手順書の改良 1コマ（1時間）

- 各研修施設で指導者（医師）の指導の下、手順書の評価で挙げた改善すべき点を中心に手順書を改良する。
- 手順書の評価同様、他の研修者もしくは他の看護師・医療スタッフと共に、3名程度の小グループを作り、そこで、討論し改良作業を行い、プロダクトとして改良した手順書を作成することが望ましい。
- 指導者はその場にいらなくても良いが、プロダクトが完成した際は、それを研修者にプレゼンテーションさせ、必ず討論しフィードバックを行うこと。
- 手順書の作成と評価と組み合わせて、連続して3時間行っても良い。

1.手順書の作成

手順書：（ ）

【当該手順書に係る特定行為の対象となる患者】

- 1.
- 2.
- 3.



【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】

以下のいずれにもあてはまる

- ☐
- ☐
- ☐
- ☐

病状の
範囲外



あてはまらない項目が一つでもあれば、担当医師の携帯電話に直接連絡

病状の
範囲内



【診療の補助の内容】

（ ）



【特定行為を行うときに確認すべき事項】

- ☐
- ☐
- ☐

あてはまらない項目が一つでもあれば、下記の確認をして担当医に連絡

- ☐
- ☐
- ☐

担当医師の
携帯電話に
直接連絡



【医療の安全を確保するために医師・歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制】



【特定行為を行った後の医師・歯科医師に対する報告の方法】

- 1.
- 2.

2.手順書の評価

手順書チェックリスト

【当該手順書に係る特定行為の対象となる患者】

- ☐ 医師が既に診察していることが前提となっているか。
- ☐ 誰が読んでも、同じイメージ（患者像）が浮かぶ表現となっているか。
- ☐ 対象が広すぎないか（あてはまる患者が多いと安全にできない場合も含まれる可能性がある）。
- ☐ 対象が狭すぎないか（安全にできる可能性が高くなるが、あてはまる患者がいなくなる可能性がある）。

【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】

- ☐ 迅速に担当医に連絡して指示を仰ぐべき病態が含まれていないか（「臨時応急の手当」として、手順書からはずし、マニュアル等を別に作成したほうが良い場合もあり得る）。
- ☐ 数値で細かく規定されすぎていないか（研修を修了した看護師なので、質的判断の余地がある記載であることが望ましい。血液検査や X 線検査を含める場合は、最近それらの検査が行われていないということがあり得る）。
- ☐ 包括的すぎないか（たとえば、数値による規定が少な過ぎるなど）。
- ☐ 知りたい患者の病状が、観察項目（自覚症状、身体所見、検査所見など）と適切に関連付けられているか。
- ☐ 「当該手順書に係る特定行為の対象となる患者」の記載と重複していないか。

【診療の補助の内容】

- ☐ 特定行為の名称そのものが記載されているか
- ☐ （たとえば、その施設で使用する物品や手技の手順など）手順書の補足が必要な場合、マニュアル等として別に整備されているか。

【特定行為を行うときに確認すべき事項】

- ☐ 全身症状、局所症状、器具の状態等について網羅されているか。
- ☐ 「実施前」に確認すべきことが、「看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲」（上述）にもれなく含まれているか。
- ☐ 「実施中」に確認すべきことと、「実施後」に確認すべきことの両方が含まれているか。
- ☐ 「実施後」少し時間が経って（たとえば 30 分ないし 1 時間）出現するような病態まで考慮しているか。
- ☐ 確認事項が少なすぎないか（患者安全上、問題が起こるかもしれない）。
- ☐ 確認事項が多すぎないか。

【医療の安全を確保するために医師・歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制】

- ☐ 時間帯によって、連絡先が異なる場合がないか。

【特定行為を行った後の医師・歯科医師に対する報告の方法】

- ☐ 状況によって報告の方法やタイミングが異なる場合がないか。

3.手順書の改良

手順書：（ ）

【当該手順書に係る特定行為の対象となる患者】

- 1.
- 2.
- 3.



【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】

以下のいずれにもあてはまる

- ☐
- ☐
- ☐
- ☐

病状の
範囲外



あてはまらない項目が一つでもあれば、担当医師の携帯電話に直接連絡

病状の
範囲内



【診療の補助の内容】

（ ）



【特定行為を行うときに確認すべき事項】

- ☐
- ☐
- ☐

あてはまらない項目が一つでもあれば、下記の確認をして担当医に連絡

- ☐
- ☐
- ☐

担当医師の
携帯電話に
直接連絡



【医療の安全を確保するために医師・歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制】



【特定行為を行った後の医師・歯科医師に対する報告の方法】

- 1.
- 2.